

札幌市告示第1111号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）の規定に基づいて告示します。

令和6年（2024年）3月14日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒006-0835 札幌市手稲区曙5条5丁目2-1

札幌市建設局土木部雪対策室車両管理事務所 電話（011）681-4311

2 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

業務用連絡車 1台

(2) 借入件名の特質等

入札説明書による

(3) 借入期間及び納入期日

ア 借入期間 令和6年10月1日～令和11年9月30日（60ヶ月）

本調達は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することがある。

イ 納入期日 令和6年10月1日

(4) 借入場所

〒006-0835 札幌市手稲区曙5条5丁目2-1

札幌市建設局土木部雪対策室車両管理事務所

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和4年～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿において業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」、小分類「自動車賃貸業（車両リース）」に登録されている者で、所在地区分が「市内」であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去3年間において本賃貸借と同様な官公庁発注の賃貸借契約の受注実績があること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。また、下記URLのホームページからダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyosha/r6renrakusya.html>
- (2) 入札書の受領期限
令和6年4月2日（火）17時00分必着
- (3) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は1通のみ作成し、持参又は送付により提出すること。入札書に記載する日付は作成日とすること。
 - イ 直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年4月3日（水）13時30分開札「業務用連絡車」入札書在中」の旨を記載し、上記1宛、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ウ 送付により提出する場合は二重封筒として、外封に「令和6年4月3日（水）13時30分開札「業務用連絡車」入札書在中」の旨を記載し、上記1宛、入札書の受領期限までに送付しなければならない。ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - エ 入札者は、提出した入札書の修正、再提出、追加又は撤回をすることができない。
- (4) 開札の日時及び場所
令和6年4月3日（水）13時30分
札幌市手稲区曙5条5丁目2-1
建設局土木部雪対策室車両管理事務所 会議室

5 入札手続き等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付(ただし、札幌市契約規則第 25 条に該当した場合は免除する。)
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して 3 日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

- (7) 詳細は入札説明書による。